
第3期鳴門市
子ども・子育て支援事業計画（素案）

【概要】

鳴門市

第1章 計画の策定にあたって(素案P1-P2)

1 計画策定の趣旨

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、本市においては、平成27年3月に「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」(第1期計画)、令和2年3月に「第2期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」(第2期計画)を策定し、『自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる』の基本理念を実現すべく、様々な事業に取り組み、地域の子ども・子育て支援や幼児期の教育・保育環境の充実を図ってまいりました。

国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境にかかわらず、健やかに成長でき将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現をめざすことが示されました。本市においても、子どもたちのことを第一に考える鳴門市を実現するために、令和5年4月に「鳴門市うずっ子条例」を施行しました。

第2期計画が令和6年度末をもって終了することに伴い、さらなる子ども・子育て支援施策の充実を図るため、「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」(本計画)を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画です。また、「次世代育成支援行動計画」や「子どもの貧困対策計画」を内包した子ども・子育て支援に関する総合的な計画として策定するものです。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題(素案P3-P55)

1 鳴門市の統計データからみる現状

人口等の動向、世帯・就労の状況、就学前教育・保育施設の状況など既存・統計データからうかがえる本市の現状をまとめています。

2 第2期計画の進捗状況

第2期計画に記載された「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供状況について、令和2年度から令和5年度までの実績をまとめています。

3 アンケート調査結果

「子育てに関するアンケート調査(ニーズ調査)」(令和5年12月実施)及び「子どもの生活に関するアンケート調査(生活状況調査)」(令和4年2月実施)の結果を分析し、本市の子ども・子育てを取り巻く状況を整理し、課題をまとめています。

4 第2期計画の主な取り組み内容と課題

第2期計画の主な取り組みの成果と課題を挙げ、評価を行っています。

第3章 計画の基本的な考え方(素案P56-P60)

第4章 施策の展開(素案P61-P79)

【基本理念】

自然とふれあい 笑顔がうずまく
子育てを始めるまち なる

第1期計画、第2期計画に引き続き、子どもを安心して産み育てることができる応援体制のもと、子どもや保護者、地域の人たちが笑顔に包まれる「子育てを始まるまち」として選ばれる鳴門の実現をめざし、本計画の基本理念とします。

次の3つの視点をもとに5つの基本目標に沿って、子ども・子育て支援施策を展開します。

基本的な視点① すべての子どもの健やかな育ちを実現する環境づくり

すべての子どもや子育て家庭に対し、切れ目のない支援を行うことで「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

基本的な視点② すべての保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられる環境づくり

保護者が子育てに希望を抱き、親として成長していくことができるように、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるための切れ目のない支援を行います。

基本的な視点③ 地域及び社会全体が協働して子ども・子育てに関われる環境づくり

地域や企業、学校、行政などの社会全体ですべての子どもの健やかな成長という目的を共有し、協働して子ども・子育て支援に関われるような環境づくりを進めます。

基本目標Ⅰ 教育・保育環境の充実

施策項目

- 小学校入学前の教育・保育の質の向上につなげる取り組み
- 多様化する保育ニーズに応えるための取り組み
- 放課後の子どもの健全な育成に向けた取り組み

■主な取り組み■

- ◇ 幼稚園教諭・保育士等の資質向上 ◇ 保育士の処遇改善
- ◇ 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携推進
- ◇ 利用者支援事業の推進 ◇ 放課後児童対策の推進
- ◇ 子どもの居場所づくり事業の推進 など

基本目標2 健やかな育ちのための切れ目のない支援

施策項目

- 妊娠期からの安心を築き、親子の健康を守るための取り組み
- 子どもの健やかな育ちを見守るための取り組み
- 食べることを通じた子どもの育ちのための取り組み
- 子どもがのびのびと遊び、育つための取り組み

■主な取り組み■

- ◇ 切れ目のない子育て支援の充実
- ◇ 不妊治療費助成事業の実施
- ◇ 乳児家庭全戸訪問事業(おめでとう赤ちゃん訪問事業)の実施
- ◇ 幼児教育支援センター事業(教育相談)の実施
- ◇ 地場産品の活用と食育の推進
- ◇ 様々な遊びや体験活動の推進 など

基本目標3 すべての子どもと家庭への支援

施策項目

- 子育てへの不安や負担を軽減するための取り組み
- 子どもへの虐待を防止するための取り組み
- 生活困窮世帯・ひとり親家庭を支援するための取り組み
- きめ細かな支援が必要な子どもや家庭をサポートするための取り組み

■主な取り組み■

- ◇ 地域子育て支援拠点事業の実施
- ◇ 児童育成支援拠点事業の推進
- ◇ 施設型給付費・地域型保育給付費の支給
- ◇ 要保護児童対策地域協議会の事業の推進
- ◇ ひとり親家庭への生活支援の推進
- ◇ よりそい学習支援事業の推進 など

基本目標4 まちぐるみの子育て支援

施策項目

- 鳴門の力を生かしてまちぐるみで子育てを支える取り組み
- 子育てと仕事の両立を支えるための取り組み

■主な取り組み■

- ◇ 鳴門教育大学との子ども・子育て支援充実のための連携強化
- ◇ 国際交流事業の推進
- ◇ 子どものまちの推進
- ◇ 男女共同参画事業の推進
- ◇ 男性の育児参加の支援 など

基本目標5 安全・安心な子育て環境づくり

施策項目

- 親子にやさしい環境を整えるための取り組み
- 子どもを災害・犯罪・事故から守るための取り組み

■主な取り組み■

- ◇ 子どもの遊び場の整備
- ◇ 教育・保育施設の整備
- ◇ 危機管理体制の整備
- ◇ 地域ぐるみの防犯活動の推進
- ◇ 交通安全教育の推進 など

第5章 量の見込みと提供体制（素案P80-P96）

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と「提供体制の確保の内容、実施時期」を定めることとなっています。

本計画では、国の基本指針や「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき、令和5年度に実施した「子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応する確保方策を定めます。

◆ 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

■ 教育の量の見込み及び確保の内容（3～5歳、提供体制：幼稚園・認定こども園）（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	416	386	356	322	310
1号認定	416	386	356	322	310
2号認定	0	0	0	0	0
②供給体制	416	386	356	322	310
1号認定	416	386	356	322	310
2号認定	0	0	0	0	0
②-①需給の差	0	0	0	0	0

■ 保育の量の見込み及び確保の内容（0～5歳、提供体制：保育所・認定こども園）（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	849	804	763	715	693
2号認定	373	346	320	288	278
3号認定	476	458	443	427	415
②供給体制	875	875	875	875	875
2号認定	363	363	363	363	363
3号認定	512	512	512	512	512
②-①需給の差	26	71	112	160	182

◆ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

■ 利用者支援事業（提供体制：鳴門市こども家庭センター（ネウボラ））（単位：か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	1	1	1	1	1
②供給体制	1	1	1	1	1
②-①需給の差	0	0	0	0	0

■ 延長保育事業(提供体制:保育所・認定こども園) (単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	249	235	221	206	199
②供給体制	875	875	875	875	875
②-①需給の差	626	640	654	669	676

■ 放課後児童健全育成事業(提供体制:放課後児童クラブ) (単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	582	552	522	478	454
②供給体制	572	541	522	478	454
②-①需給の差	▲10	▲11	0	0	0

■ 子育て短期支援事業(ショートステイ)(提供体制:乳児院・児童福祉施設)(単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	167	157	149	138	134
②供給体制	167	157	149	138	134
②-①需給の差	0	0	0	0	0

■ 乳児家庭全戸訪問事業(おめでとう赤ちゃん訪問事業) (単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	195	196	197	198	200
②供給体制	195	196	197	198	200
②-①需給の差	0	0	0	0	0

■ 養育支援訪問事業 (単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	64	62	62	63	64
②供給体制	64	62	62	63	64
②-①需給の差	0	0	0	0	0

■ 地域子育て支援拠点事業(提供体制:保育施設など8か所) (単位:組回/月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	390	407	425	443	462
②供給体制	390	407	425	443	462
②-①需給の差	0	0	0	0	0

■ 一時預かり事業（提供体制：幼稚園・認定こども園、その他保育所など）（単位：人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	83,679	80,775	79,547	77,576	75,638
幼稚園(1号)	80,935	78,092	76,920	74,998	73,104
その他の一時預かり	2,744	2,683	2,627	2,578	2,534
保育所等	2,419	2,336	2,255	2,178	2,103
トワイライトステイ	213	237	264	294	327
ファミリー・サポート・センター(未就学児)	112	110	108	106	104
②供給体制	83,679	80,775	79,547	77,576	75,638
幼稚園(1号)	80,935	78,092	76,920	74,998	73,104
その他の一時預かり	2,744	2,683	2,627	2,578	2,534
保育所等	2,419	2,336	2,255	2,178	2,103
トワイライトステイ	213	237	264	294	327
ファミリー・サポート・センター(未就学児)	112	110	108	106	104
②-①需給の差	0	0	0	0	0

■ 病児・病後児保育事業（提供体制：医療法人施設）（単位：人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	483	460	436	414	392
②供給体制	900	900	900	900	900
②-①需給の差	417	440	464	486	508

■ ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）（提供体制：市内1か所）（単位：人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	58	61	65	69	74
②供給体制	58	61	65	69	74
②-①需給の差	0	0	0	0	0

■ 妊婦健診事業（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	200	191	183	175	167
②供給体制	200	191	183	175	167
②-①需給の差	0	0	0	0	0

■ 子育て世帯訪問支援事業（単位：人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	23	65	62	58	56
②供給体制	23	65	62	58	56
②-①需給の差	0	0	0	0	0

■ 児童育成支援拠点事業（提供体制：市内1か所）（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	34	32	31	30	28
②供給体制	20	20	20	20	20
②-①需給の差	▲14	▲12	▲11	▲10	▲8

■ 親子関係形成支援事業（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	2	2	2	2	2
②供給体制	2	2	2	2	2
②-①需給の差	0	0	0	0	0

■ 妊婦等包括相談支援事業（提供体制：鳴門市こども家庭センター（ネウボラ））（単位：回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	600	573	549	525	501
②供給体制	600	573	549	525	501
②-①需給の差	0	0	0	0	0

■ 乳児等通園支援事業（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	15	14	14	14	13
②供給体制	0	14	14	14	13
②-①需給の差	▲15	0	0	0	0

■ 産後ケア事業（単位：人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	96	90	84	78	73
②供給体制	96	90	84	78	73
②-①需給の差	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進に向けて（素案 P97-P98）

1 推進体制の充実 2 計画の点検と評価

本計画を推進するにあたり、「鳴門市うずっ子条例」で示されている「子どもの最善の利益」を最優先に、子どもたちが健やかに成長し、かつ主体的に活動できる環境を整備するため、行政、市民、関係団体などがそれぞれの役割と責任を認識し、情報共有と連携を図りながら、地域社会全体で子ども・子育て支援を一層推進していくことを示しています。

また、計画の内容を広く市民に理解してもらうために、あらゆる機会をとらえて計画の周知を図るとともに、計画の実現に向けて、進捗状況の把握、点検及び評価を行います。